

「SMBC 日興証券 d ポイントサービス利用規約」の新旧対照表

改定後（新）	改定前（旧）
第 1 条（目的） 1. 本規約は、S M B C 日興証券株式会社（以下、「当社」といいます。）が、当社の「約款・規定集」に基づき口座を開設されたお客さまおよび S M B C 個人型プラン「日興 iDeCo コース」に加入されたお客さま（以下、「お客さま」といいます。）に対して、株式会社 N T T ドコモ（以下、「ドコモ」といいます。）および株式会社 <u>N T T ドコモ・フィナンシャルグループ</u>（以下、「ドコモ FG」といいます。）の運営・提供する共通ポイント「d ポイント」を利用した「S M B C 日興証券 d ポイントサービス」（以下、「本サービス」といいます。）を提供するにあたり、その諸条件を定めるものです。 2. 本規約において特段の規定がない事項に関しては、当社の「約款・規定集」およびドコモの定める「d ポイントクラブ会員規約」、「d ポイントクラブ特約」が適用されるものとします。	第 1 条（目的） 1. 本規約は、S M B C 日興証券株式会社（以下、「当社」といいます。）が、当社の「約款・規定集」に基づき口座を開設されたお客さまおよび S M B C 個人型プラン「日興 iDeCo コース」に加入されたお客さま（以下、「お客さま」といいます。）に対して、株式会社 N T T ドコモ（以下、「ドコモ」といいます。）の運営・提供する共通ポイント「d ポイント」を利用した「S M B C 日興証券 d ポイントサービス」（以下、「本サービス」といいます。）を提供するにあたり、その諸条件を定めるものです。 2. 本規約において特段の規定がない事項に関しては、当社の「約款・規定集」およびドコモの定める「d ポイントクラブ会員規約」、「d ポイントクラブ特約」が適用されるものとします。
第 3 条（本サービスのご利用について） 1.（省略） 2. 第 2 条第 1 項第 4 号に定めるサービスは以下の条件をすべて満たしたお客さまがご利用いただけます。 (1) S M B C 個人型プラン「日興 iDeCo コース」に加入されたお客さま (2) 当社に d ポイントカード番号をご登録されたお客さま (3) 当社から <u>ドコモ FG</u> への個人情報の第三者提供に同意されたお客さま 3. ～4.（省略）	第 3 条（本サービスのご利用について） 1.（省略） 2. 第 2 条第 1 項第 4 号に定めるサービスは以下の条件をすべて満たしたお客さまがご利用いただけます。 (1) S M B C 個人型プラン「日興 iDeCo コース」に加入されたお客さま (2) 当社に d ポイントカード番号をご登録されたお客さま (3) 当社から <u>ドコモ</u> への個人情報の第三者提供に同意されたお客さま 3. ～4.（省略）

第 8 条（日興 iDeCo for docomo の情報提供） 1. 当社は、<u>ドコモ、ドコモ FG</u> および「日興 iDeCo for docomo」サービス利用のお客さまに対して、当社またはドコモもしくはドコモ FG が提供するキャンペーン等で d ポイントを付与するための情報（以下、「付与情報②」といいます。）を通知します。 2. ～3. (省略)	第 8 条（日興 iDeCo for docomo の情報提供） 1. 当社は、ドコモおよび「日興 iDeCo for docomo」サービス利用のお客さまに対して、当社またはドコモが提供するキャンペーン等で d ポイントを付与するための情報（以下、「付与情報②」といいます。）を通知します。 2. ～3. (省略)
第 11 条（個人情報の利用） 1. 当社は、別途当社が定める「個人情報の保護に関する基本方針」、「お客さま情報の第三者提供に関する同意事項について（S M B C 日興証券株式会社および株式会社 N T T ドコモ、<u>株式会社 N T T ドコモ・フィナンシャルグループ</u>）」および「日興 iDeCo for docomo に関するお客さま情報の第三者提供に関するご同意事項」に基づき、お客さまの個人情報を取り扱います。	第 11 条（個人情報の利用） 1. 当社は、別途当社が定める「個人情報の保護に関する基本方針」、「お客さま情報の第三者提供に関する同意事項について（S M B C 日興証券株式会社および株式会社 N T T ドコモ）」および「日興 iDeCo for docomo に関するお客さま情報の第三者提供に関するご同意事項」に基づき、お客さまの個人情報を取り扱います。
2020 年 3 月 24 日制定 2025 年 11 月 19 日改定 2026 年 2 月 27 日施行 2026 年 5 月 11 日改定 <u>2026 年 8 月 1 日改定</u>	2020 年 3 月 24 日制定 2025 年 11 月 19 日改定 2026 年 2 月 27 日施行 2026 年 5 月 11 日改定 (新設)